平成２３年（フ）第５１４号
愛知県稲沢市北島１丁目23番地　グリーンコーポヤマブン105
債務者　渡邉　亮二
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第６号
島根県出雲市知井宮町479―２　サン・フローラ103号、住民票上の住所鳥取県鳥取市江津278番地１　ゴーディアス205号
債務者　澤田　　望
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第２３号
香川県高松市松福町２丁目９番50―202号
債務者　友繁千代子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５８号
香川県三豊市高瀬町上勝間2743番地
債務者　請川ひろ美
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第５号
福岡県行橋市大字稲童1085番地３
債務者　森門　照美
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
愛知県半田市仲田町１丁目54番地
債務者　渡邉　敏弘
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０９号
名古屋市南区豊２丁目12番57号　南豊第二住宅２棟907号、住民票上の住所名古屋市緑区太子１丁目194番地　東丘住宅613号
債務者　加藤　　智
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９号
沖縄県豊見城市字高安49番地　外間アパート105、住民票上の最後の住所沖縄県那覇市若狭３丁目31番11号202
債務者　金城　　勉
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第６１号
沖縄県島尻郡与那原町字上与那原224番地の２　山入端アパート102
債務者　吉田　一仁
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１１８７号
仙台市若林区若林３丁目11番36号　サンコーポ宮川203
債務者　鹿野　和之
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１８号
宮城県亘理郡亘理町逢隈下郡字横捲46番地12
債務者　中津留弘美
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２５号
仙台市太白区西中田７丁目30番24号
債務者　石野巻早苗
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７６号
仙台市青葉区小松島２丁目24番10―102号
債務者　秋場　裕樹
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
宮城県柴田郡川崎町支倉台１丁目11番２屋比久方、住民票上の住所宮城県柴田郡川崎町支倉台１丁目20番17
債務者　遠藤　敏子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第９号
宮城県柴田郡柴田町槻木駅西３丁目13番地８　ＲｅｎｔＨｏｕｓｅ　ＩＴＡ　Ｃ棟
債務者　齋藤　貴裕
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第６号
宮城県気仙沼市古町２丁目６番15号
債務者　菅原　節子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第４号
秋田県大仙市大曲福見町２番15号　加藤マンション301
債務者　根田　直美
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
秋田地方裁判所大曲支部